

答 申 第 3 号  
平成 18 年 6 月 26 日

津市長 松 田 直 久 様

津市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 樋 上 陽

諮問案件について（答申）

平成 18 年 5 月 29 日付け津市高齢第 360 号で諮問のあった個人情報の外部提供（以下「本件外部提供」という。）について、当審査会の意見は、下記のとおりです。

記

本件外部提供については、津市にあっては敬老事業を実施する一方、地区社会福祉協議会にあっては公共的な団体として当該地域における社会福祉全般にわたる活動を行う中で、敬老事業に係る活動として敬老祝品を配布したり、地域の高齢者に事業への参加を促しているところであり、地域の高齢者を確実に把握し、対象者に漏れがないようにするためには、公益上の必要性等からやむを得ないものと認められます。

なお、本件外部提供に係る名簿については、コピーの禁止及び利用目的が終了した際の返還について確実に履行される必要があります。